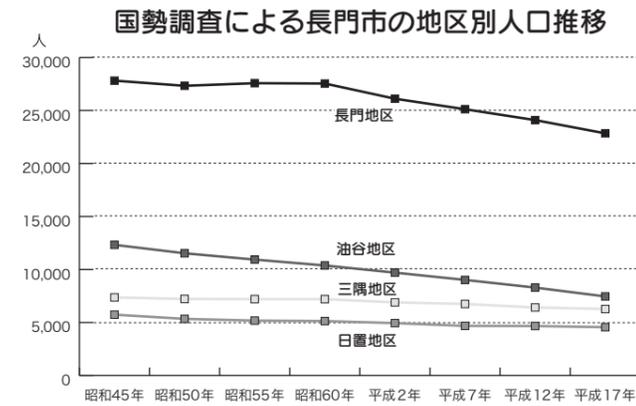
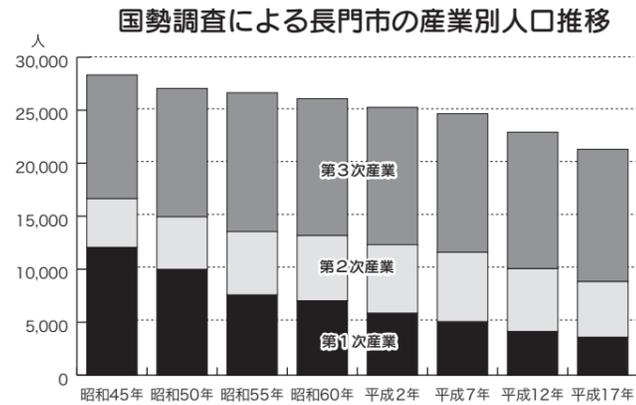




こんな調査員が訪問します



「かたり調査」にご注意ください

国勢調査員は「国勢調査員証」を身につけています。不審に思われた場合には、市担当者までお問い合わせください。

国勢調査に関するお問い合わせ

・国勢調査コールセンター
 TEL 0570-01-2010
 午前8時～午後9時(土・日・祝日もご利用いただけます)

・平成22年国勢調査長門市実施本部
 長門市役所企画政策課内
 TEL 23-1116

調査の対象者には答える義務があります。統計調査を実施し、正しい統計を

Q3



調査に答える義務は？

いただいた調査票は、封筒に入れて封をした上で調査員に渡していただくか、市に郵送で提出していただきます。

また、調査関係者には守秘義務が課せられています。調査の対象者には答える義務がある一方で、安心して調査に協力できるよう、調査員をはじめとする調査関係者には「統計法」により守秘義務が規定されています。みなさんが記入した内容は大切に守られますので、安心して記入してください。

Q4



調査結果は何に使うの？

国勢調査で得た結果は、法定人口として議員定数の決定や地方交付税交付金の配分に用いられ、国および地方公共団体の社会福祉や経済対策などの施策の資料としても使われます。また、国勢調査の結果は、どなたでも閲覧・利用ができます。

調査票の提出方法が変わります

●調査票は封入して提出します
 今回はすべての世帯が調査票を封筒に入れて提出する方法となり、今までのように調査員が調査票を審査することはありません。

●調査票は郵送でも提出することができます
 調査票は調査員が回収にお伺いしますが、希望により郵送にて提出することもできるようになりました。



10月1日

国勢調査を実施します



今年の10月1日を基準日として全国一斉に国勢調査が実施されます。国勢調査は国内に住んでいるすべての人を対象とするもので、行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査です。調査にご協力をお願いします。

国勢調査は大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成22年国勢調査はその19回目にあたります。今回の調査は、わが国が人口減少社会となって実施する最初の調査であり、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査となります。

Q1



どんなことを調べるの？

国勢調査は日本国内の人口・世帯、就業率などの状況を地域別に明らかにするために、国の最も基本的な調査で、「統計法」に基づき、

国内に住んでいるすべての人を対象として行います。調査事項は「国勢調査令」という政令で決められており、今回の調査では次の事項について調査します。

■世帯員一人ひとりについて
 氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の有無、国籍、現在の場所に住んでいる期間、5年前に住んでいた場所、教育(学歴)、1週間に仕事をしたか、就業地または通学地、就業地または通学地までの利用交通手段、勤めか自営かの別、勤め先などの名称および事業の内容(産業)、本人の仕事の内容(職業)、計15項目

■世帯について
 世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方、住宅の床面積、計5項目

Q2



どのように調べるの？

平成22年国勢調査は、平成22年10月1日現在で全国一斉に行われます。調査の対象は、日本にふだん住んでいるすべての人です。(外国人も含まれます)

国勢調査は、国(総務省統計局)▼都道府県▼市区町村▼国勢調査指導員▼国勢調査員▼世帯の流れで行います。

9月下旬から市の推薦に基づき総務大臣が任命した調査員が、各世帯を訪問して調査票を配布します。世帯で10月1日現在の状況を記入して